

まん延防止等重点措置区域に所在する対象事業者は、営業時間短縮に御協力願います。

<p>要請の期間</p>	<p>令和3年8月8日（日）から令和3年8月31日（火）まで（24日間）</p>
<p>要請の対象業種</p>	<p>建築物の床面積1,000㎡超の大型施設等</p> <p>＜イベント関連施設等＞ 劇場、映画館、多目的ホールなど ＜イベントを開催する可能性がある施設＞ テニス場、ボウリング場、テーマパーク、ゴルフ練習場、バッティング練習場など ＜自由に出入りできる施設＞ 百貨店、ショッピングセンターその他物品販売を営む店舗（生活必需物資は除く）、スポーツクラブ、ゲームセンター等の遊興施設など</p>
<p>要請の内容</p>	<p>午後8時以降午前5時までの間の営業自粛 ※ イベント開催・映画上映時は午後9時以降の自粛</p>
<p>協力金 （要請期間全てに協力頂いた店舗が対象）</p>	<p>＜大規模施設運営事業者の場合＞ 自己利用部分面積※1 / 1,000㎡ × 20万円 × 時短率※2 / 日</p> <p>＜テナント事業者等＞ 大規模施設内におけるテナント事業者等の専用の店舗等面積 / 100㎡ × 2万円 × 時短率※2</p> <p>※1 自己利用部分面積：テナントの区画や生活必需品販売区画、階段、事務室、倉庫、駐車場等を除いた面積 ※2 時短率：短縮時間 / 本来の営業時間</p> <p>* 協力金の額の計算方法等の詳細は、別途公表</p> <p>○協力金は8月末頃に申請受付開始</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>茨城県 大規模集客施設等協力金問い合わせ窓口 TEL：029-301-3489 受付時間：9時から17時（平日のみ）</p>